

# 委員会規則

昭和47年3月8日 制定 昭和49年10月29日 一部改正  
昭和53年2月24日 一部改正 平成5年2月15日 一部改正  
平成5年10月27日 一部改正 平成29年6月29日 一部改正

## (規定事項)

第1条 この規定は、特に定めのあるもののほか、研究、調査等のための委員会（以下「委員会」という。）に関する基本事項を規定する。ただし、委託研究等のために設置する特別委員会は、この規則によらない。

## (構成)

第2条 委員会の委員は、原則として25名以内で構成するものとする。

2 委員会に委員長をおく。

3 必要に応じて副委員長および幹事長等をおくことができる。

4 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。ただし、この場合には小委員長を決める。

## (委嘱)

第3条 委員長は、原則として、商議委員会にはかつて支部長が委嘱する。

2 委員は、支部長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、原則として、委員会を新たに設ける年度の4月1日から、その委員会の活動を終える年度の3月31日とする。

2 委託研究等のために臨時に設けた特別委員会の任期は、原則として、その委員会の存続期間とする。

## (開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、小委員会は、小委員長が招集することができる。

2 委員長または小委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し委員会の開催にかえることができる。ただし、この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

## (内規等)

第6条 委員会は、目的、業務、存続期間、構成および運営に関する事項を含む内規等を定め、支部長の承認を得なければならない。

## (成果の報告)

第7条 委員会は、その得た成果を支部長に報告するものとする。

2 委員会は、原則としてその委員会の終了した翌年度にその成果に関して講習会を開催するものとする。

## (事業計画および予算)

第8条 委員長は、毎年翌年度の事業計画および予算（小委員会のものを含む。）を支部長に提出しなければならない。

## (運営費)

第9条 委員会の運営に必要な旅費等の経費の支出については、別に定める謝金ならびに旅費に関する内規による。

2 運営費は間接経費としての使用は原則として認めない。

## (事業報告)

第10条 委員長は、毎年前年度の事業経過（小委員会のものを含む。）の概要を支部長に報告しなければならない。

2 事業経過につき支部長から報告の要求があれば、委員長は、これを30日以内に支部長に報告しなければならない。

## (実施期日)

第11条 この規則は、平成29年6月29日より改正実施する。

## 委員会（標準）内規

昭和47年10月18日 制 定

昭和49年8月9日 一部改正

平成26年2月10日 一部改正

### （規定事項）

第 1 条 この内規は、\_\_\_\_\_のための委員会の名称、目的および内容、構成、期間、経費、ならびに運営に関する事項を規定する。

### （委員会の名称）

第 2 条 この委員会は、\_\_\_\_\_委員会と称する。

### （委員会の目的および内容）

第 3 条 この委員会の目的および内容は、別紙の\_\_\_\_\_実施計画書のとおりとする。

### （委員会の構成）

第 4 条 この委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 \_\_\_\_\_名以内
- (3) 幹事 \_\_\_\_\_名以内

2 委員会構成の詳細は、別紙の\_\_\_\_\_実施計画書のとおりとする。

### （委員会の存続期間ならびに委員の任期）

第 5 条 この委員会の存続期間ならびに委員の任期は、次のとおりとする。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

### （委員会の開催ならびに予定）

第 6 条 この委員会の開催ならびに予定は、別紙の\_\_\_\_\_実施計画書によるものとする。

### （委員会の経費）

第 7 条 この委員会の予定経費は、別紙\_\_\_\_\_実施計画書によるものとする。

2 この委員会の経費は、\_\_\_\_\_会計において処理するものとする。

3 この委員会の金銭出納、予算差引き、精算に関する事務は、予定経費の範囲内において委員長の責においてこれを行うものとする。

### （委員会の記録等の作成と保管）

第 8 条 この委員会の議事録の作成、作成ならびに収集した資料の保管等は、存続期間内において、委員長の責においてこれを行うものとする。

### （実施期日）

第 9 条 この内規は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日より実施する。



### 3. 委員会の構成

次の構成表のとおりとする。

#### 委 員 会 の 構 成

No.	氏 名	所 属 名 称	電話番号	種 別	摘 要

4. 委員会の開催ならびに予定

4.1. 開催予定回数

次の開催予定表のとおりとする。

委員会等の開催予定

委員会等の名称	委員会等の構成数(名)	委員会等の開催予定回数												延べ回数	延べ人数	摘要
		年														
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			

4.2. 予定(工程表)

次の予定表のとおりとする。

委員会等の予定

内 容 (項目)	年												摘 要
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

4.3. 経費計画

次の計画表のとおりとする。

経 費 計 画

内 容 (項目)	年				合 計(円)
	1/4半期	2/4半期	3/4半期	4/4半期	

5. 経費内訳書

費目	細目	名称	単位	数量	単価	金額(円)	摘要

## 謝金ならびに旅費に関する内規

昭和47年3月8日	制 定	昭和49年8月9日	一部改正
昭和51年12月1日	一部改正	昭和51年12月27日	一部改正
昭和52年10月5日	一部改正	昭和52年2月7日	一部改正
昭和53年5月10日	一部改正	昭和53年8月2日	一部改正
昭和53年10月13日	一部改正	昭和54年5月30日	一部改正
昭和55年5月7日	一部改正	昭和56年5月8日	一部改正
昭和56年6月24日	一部改正	昭和56年8月5日	一部改正
昭和57年1月6日	一部改正	昭和57年5月7日	一部改正
昭和59年5月9日	一部改正	昭和60年5月8日	一部改正
昭和61年10月15日	一部改正	昭和62年1月7日	一部改正
平成元年5月10日	一部改正	平成2年1月10日	一部改正
平成5年5月7日	一部改正	平成7年5月12日	一部改正
平成18年4月18日	一部改正	平成21年5月9日	一部改正
平成23年10月26日	一部改正	平成25年10月23日	一部改正
平成27年9月10日	一部改正	平成29年10月2日	一部改正

### 目 次

第1章 総 則

第2章 謝 金

第3条 旅 費

第4条 雑 則

## 第1章 総 則

### (規定事項)

第 1 条 この内規は、支部の講習会・講演会・研修会・座談会・討論会・役員会・委員会等の謝金・旅費等に関する事項を規定する。

### (適用範囲)

第 2 条 この内規は、支部職員以外の者について適用する。

- 2 この内規は、委託研究について適用することができる。
- 3 この内規は、第 1 条に定める会合以外のこれに準ずる会合あるいは行事の場合に適用することができる。
- 4 この内規のうち、特に不都合が生じる場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 謝 金

### (原稿執筆料)

第 3 条 原稿執筆料は、別途協議する。

- 2 調査研究委員会、共同研究グループから昇格した委員会の、会員への還元行事におけるテキスト等の原稿執筆料は、原則としてこれを支払わないものとする。

### (編集ならびに校正料)

第 4 条 編集ならびに校正料は、別途協議する。

### (講演料ならびに出席謝金)

第 5 条 講演料ならびに出席謝金は、次の表によるものとする。

ただし、上欄は会員外、下欄は会員に適用する。

種別	内 容	時間別による講演料ならびに出席謝金 (円)			摘 要
		45分未満	45分～ 90分	90分をこえる 30分までごとに	
1	講演会・講習会・研究会への講師としての講演依頼の場合	15,000	30,000	加算 5,000	税別とする
		7,500	15,000	加算 2,500	
2	小規模な会合への講師・解説者・提起者等として出席依頼の場合	10,000	20,000	加算 2,500	
		5,000	10,000	加算 1,250	
3	役員会・委員会等への外来委員として出席依頼の場合	定額 15,000/回			
		定額 10,000/回			
4	上記以外の場合あるいは上記より難しい場合	別途協議とする			

### (司会料ならびに通訳謝金)

第 6 条 司会料ならびに通訳謝金は、次の表によるものとする。上欄は会員外、下欄は会員に適用する。

種別	内 容	謝金 (円)	摘 要
1	講習会・講演会において進行担当の場合、あるいは、見学会における雑務担当の場合	3,500	税別、半日 単位とする
		2,500	
2	研究会・座談会・討論会等において、進行と同時にまとめ役担当の場合	12,500	
		10,000	
3	外国人講演会において通訳を担当する場合	10,000	
		7,500	
4	上記以外の場合、あるいは、上記により難しい場合	別途協議とする	

- 2 支部年次学術講演会一般講演における司会料は、担当の当該講演部門講演概要集の贈呈をもってこれに代えることができる。



### 第3章 旅 費

#### (交通費)

第7条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。

2 路程の算定は、勤務地から当該会合場所までとする。

3 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道 100km以上を旅行する場合に支給することができる。

4 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。支給額は実費とするが、上限は「ビジネスきっぷ」料金とする。

(1) 片道 1,000km以上を旅行する場合

(2) 移動時間が片道4時間を超える場合

(3) 業務上必要と認める場合

5 支部長の命を受けて支部の用務で外国に出張する場合は土木学会役員・委員等外国出張旅費規則を準用する。

#### (宿泊費)

第8条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。ただし、上限は甲地方：10,900円、乙地方：9,800円とする。

(注) 甲地方とは、財務省令で定める地域をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

財務省令で定める地域 (2017.10.現在 \*その都度確認すること)  
さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、  
京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

#### (パック料金の取扱い)

第9条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。

### 第4章 雑 則

#### (会合回数の算定)

第10条 同一日に同一場所において継続して行われる2以上の第1条に定める会合あるいは行事に出席した場合は、回数を1とする。

#### (会合関係者に対する参加資料等の取扱い)

第11条 役員ならびに会合関係者に対する参加費・テキスト・資料等の取扱いは、次の表によるものとする。

会合種別 役員 等種別	講演会・講習会 ・研究会		座談会・討論会		見学会	懇親会 (特別な場 合を除く)	摘 要
	参加費	テキスト ・資料類	参加費	資料類			
元支部長	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	これにより難 いときは別途 協議とする。
支部長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
副支部長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
幹 事 長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
幹 事	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	
担当幹事	無 料	無料配布	無 料	無料配布	無 料	有 料	
講師, その他 の依頼者	無 料	無料配布	無 料	無 料	無 料	有 料	

#### (その他の謝金)

第12条 支部会員その他から業務の提供を受けた場合の謝金は、大阪府最低賃金時間額の50円未満切り上げとする。

なお、複雑な事務および経験者は時給1,500円を上限とし、加算できる。

(その他の旅費)

第 13 条 支部会員その他から業務の提供を受けた場合の旅費は、実費によるほか第7条または第8条に定めるところによることができる。

(規定外の事項)

第 14 条 この内規に規定されていない事項については、幹事会の議決によるものとする。

(実施期日)

第 15 条 この内規は、平成30年4月1日から改正実施する。